

短期入所生活介護 及び 予防短期入所生活介護サービス

重要事項説明書

短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護サービス（以下短期入所生活介護サービス）に関わる重要事項について、以下に明記をします。サービスのご依頼に際し、ご確認の上ご了承を頂く様、何卒お願い致します。

1 「サービス提供事業所の概要」

事業所名	グッドライフハウス東町
所在地	広島県福山市東町1丁目4番24号
電話番号	084-983-0021
FAX	084-983-0023
敷地面積	333.18平方メートル
構造	鉄骨造5階建て
延床面積	1038.17平方メートル
1人あたりの占有面積	10.65平方メートル（個室、多床室共通）
利用定員	36名（個室4部屋、4名用多床室8部屋）
管理者	大塚 真平（おおつか しんぺい）
営業日	年中無休
受付・面会時間	午前9時 ～ 午後6時まで

2 「サービス提供事業者の概要」

法人名	医療法人 三宅会
代表者	理事長 三宅 晴夫
所在地	広島県福山市東町1丁目1-18
電話番号	084-923-0220
連携医療機関	三宅会グッドライフ病院

3 「事業の目的」

短期入所生活介護事業の適正運営のために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態の利用者に対し、適切且つ安心、安全な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。

4 「運営の方針」

- ① 利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した居宅での日常生活を営むことができる様な総合的援助を提供します。
- ② 利用者やその家族の身体的及び精神的な負担の軽減に努めます。
- ③ 短期入所生活介護サービスの提供にあたり、要介護状態の軽減や悪化防止に資する様、短期入所生活介護サービスを計画的に行うとともに、居宅介護支援事業者との連携に努めます。
- ④ 短期入所生活介護サービスの提供にあたり、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携を図ることにより、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑤ 短期入所生活介護サービスの提供にあたり、常に利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ち、中立公正なサービスに努めます。
- ⑥ 事業の運営にあたり、自らが提供する短期入所生活介護サービスの品質評価を適切に行い、常に改善を図ります。

5 「主要設備について」

設備の種類	数	備考欄
食堂兼機能訓練室	4 箇所	2階から5階までに設置
一般浴室	1 箇所	1階に設置
機械浴室	1 箇所	1階に設置
医務室	1 箇所	3階に設置
静養室	2 箇所	2階と4階に設置
相談室	1 箇所	1階に設置
調理室	1 箇所	1階に設置

6 「事業所の人員体制」

職種	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	管理業務全般	1名	0名	1名
医者	医師業務及び健康指導等	0名	1名	1名
生活相談員	相談業務全般	2名	0名	2名
介護職員	日常介護業務全般	11名	8名	19名
看護職員	看護業務全般	6名	2名	8名
機能訓練指導員	機能訓練業務全般	1名	0名	1名
栄養士	栄養管理業務全般	1名	0名	1名
調理員	調理業務全般	0名	3名	3名
	合計	22名	14名	36名

7 「主な職種の勤務体制」

職種	標準勤務体制	備考欄
管理者	週5日間、9時から18時※シフトによる	介護職員兼務
医師	毎週土曜日、14時から15時※シフトによる	法定通り
生活相談員	週5日間、9時から18時※シフトによる	
介護職員	シフトにより利用者数に合わせ24時間配置	
看護職員	シフトにより利用者数に合わせ24時間配置	
機能訓練指導員	週5日間、9時から18時※シフトによる	

8 「提供サービスの概要」

食事及び栄養管理	<p>【食事時間】</p> <p>朝食：8時から9時まで 昼食：12時から13時まで 夕食：17時15分から18時まで</p> <p>【食事提供場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立のためにも可能な限り食堂での食事をお願いします。 ・食事の内容、時間等に関することも承りますので、お手数ですがお気軽にご相談をお願いします。（自費となる場合があります。）
入浴	<p>回数：週2回</p> <p>※必要等に応じて清拭や機械浴での対応を行います。</p> <p>※お好みのシャンプー等の使用もできます。（自費となります。）</p>
排泄	排泄の自立のために利用者の身体能力を活かす介助を行います。
機能訓練	専従の機能訓練員による機能訓練を利用者の心身状況に合わせて、日常生活に必要な機能の回復や減退の防止のために行います。
離床、シーツ交換	寝たきりや褥瘡防止のため、できるだけ離床に配慮をします。 またシーツ交換は週1回の頻度で行います。
着替え、整容	生活リズムや衛生面、心身の爽快感等を考慮し、毎日の朝と夕方の着替え、整容等に配慮をします。
各種レクリエーション	散歩、ゲーム、ラジオ体操、音楽鑑賞、歌唱、季節行事等を利用者の希望等を踏まえ、定期的に行っております。
健康管理や各種相談	医師やその指示による健康管理に努めます。また利用者やその家族からの各種介護サービスに関するご相談にも適切に応じ、必要に応じた取り次ぎや援助を行います。

9 「利用料金」

【個室】基本料金

		滞在費※1泊	食費※3食分	介護保険負担 1割の場合	介護保険負担 2割の場合	介護保険負担 3割の場合
要介護	要介護1	2,500円	1,925円 ※パン食の場合は 別途1食毎に 100円加算	645円	1,290円	1,935円
	要介護2			715円	1,430円	2,145円
	要介護3			787円	1,574円	2,361円
	要介護4			856円	1,712円	2,568円
	要介護5			926円	1,852円	2,778円
要支援	要支援1			479円	958円	1,437円
	要支援2			596円	1,192円	1,788円

【多床室】基本料金

		滞在費※1泊	食費※3食分	介護保険負担 1割の場合	介護保険負担 2割の場合	介護保険負担 3割の場合
要介護	要介護1	1,800円	1,925円 ※パン食の場合は 別途1食毎に 100円加算	645円	1,290円	1,935円
	要介護2			715円	1,430円	2,145円
	要介護3			787円	1,574円	2,361円
	要介護4			856円	1,712円	2,568円
	要介護5			926円	1,852円	2,778円
要支援	要支援1			479円	958円	1,437円
	要支援2			596円	1,192円	1,788円

- ① お支払いは滞在費及び食費、自費利用額、介護保険負担額の合計金額となります。
- ② お支払いの際は1円未満の端数は切捨てとなります。
- ③ 利用者の心身状況や家族等の事情等を見て送迎の必要性が認められる場合に、事業者が利用者の送迎を行った場合は、別途片道184単位を算定します。
- ④ 医師の発行する食事箋や栄養士が管理する利用者の心身状況や年齢等を考慮した食事の提供をした場合は、1回につき8単位（1日につき24単位限度）を別途算定します。
- ⑤ 利用者が連続して30日を超えて入所し、サービスを受けている場合は1日につき30単位を減算して算定します。また、連続して60日を超えて入所し、サービスを受けている場合は、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数の基本報酬を算定します。
- ⑥ 食費は、それぞれ朝食＝385円、昼食＝770円、夕食＝770円、食事とは別でおやつ＝330円となっており、1食毎の請求となります。
- ⑦ なお、食事等の負担に関する限度額がある場合は、それに準じます。
- ⑧ 取得加算について

	加算単位数	適用介護度
看護体制加算(Ⅰ)	1日につき4単位	要介護1から要介護5
看護体制加算(Ⅱ)	1日につき8単位	要介護1から要介護5
看護体制加算(Ⅲ)口	1日につき6単位	要介護1から要介護5
看護体制加算(Ⅳ)口	1日につき13単位	要介護1から要介護5
療養食加算	1回につき8単位※上限1日24単位	要支援1から要介護5
専従機能訓練員配置	1日につき12単位	要支援1から要介護5
個別機能訓練体制	1日につき56単位	要支援1から要介護5
医療連携強化加算	1日につき58単位	要支援1から要介護5
送迎加算	片道184単位	要支援1から要介護5
看取り連携体制加算	1日につき64単位 (死亡日及び死亡日以前30日以下 について、7日間を限度)	要介護1から要介護5
口腔連携強化加算	1月に1回に限り50単位	要支援1から要介護5
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1ヶ月につき100単位	要支援1から要介護5

生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1ヶ月につき10単位	要支援1から要介護5
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1ヶ月につき100単位 (3ヶ月に1回を限度)	要支援1から要介護5
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1ヶ月につき200単位	要支援1から要介護5
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	1日につき13単位	要介護1から要介護5
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	1日につき15単位	要介護1から要介護5
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	1日につき200単位(7日間を限度)	要介護1から要介護5
若年性認知症利用者受入 加算	1日につき120単位	要支援1から要介護5
緊急入所受入加算	1日につき90単位(7日間を限度) (やむを得ない事情がある場合は 14日を限度)	要介護1から要介護5
在宅中重度者受入加算	看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定 している場合 1日につき421単位 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定 している場合 1日につき417単位 いずれの看護体制加算も算定して いる場合 1日につき413単位 看護体制加算を算定していない 場合 1日につき425単位	要介護1から要介護5
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき3単位	要支援1から要介護5
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき4単位	要支援1から要介護5
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	1日につき22単位	要支援1から要介護5
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1日につき18単位	要支援1から要介護5
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	1日につき6単位	要支援1から要介護5
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の14.0%	要支援1から要介護5

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の13.6%	要支援1から要介護5
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の11.3%	要支援1から要介護5
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の9.0%	要支援1から要介護5
介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1)～(14)	現行の3加算の取得状況に基づく 加算率	要支援1から要介護5

加算については、条件が整い次第算定いたします。また、法令若しくは制度変更により改正されることがあります。

介護保険適用時においても、利用者の介護保険料の滞納等により保険給付金が、直接事業者を支払われない場合は、事業者は一旦介護保険適用外の料金を請求するものとします。その場合、利用者は事業者が発行するサービス提供証明書を受領し、後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口へ提出し、その差額の払い戻しを受けるものとします。

【キャンセル料金】

	金額
入所予定日の前日午後3時まで	無料
入所予定日の前日午後3時以降	入所予定当日の請求金額の全額

※利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情による場合は、この限りではありません。

10 「サービスの利用開始」

居宅サービス計画に基づき日程の調整等を行い、確定後の開始となります。

11 「サービスの終了」

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに、文書等でご連絡を下さい。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書にて通知致します。

③ 自動的に終了になる場合

以下の場合自動的にサービスが終了となりますが、お手数ですが必ずその旨をお電話等で事業所までご連絡下さい。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が自立、または要支援1若しくは2と判断された場合
- ・利用者が亡くなった場合

12 「持参薬の管理について」

事業者には雇用された事業所勤務の職員の管理を希望します。

同意日/ _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 同意者氏名 _____

利用者自身が管理をすることを希望します。なお服薬等の間違いで生じた事故等に関しては、利用者またはその家族等は事業者に対する一切の苦情等の申し立ては行いません。

同意日/ _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 同意者氏名 _____

13 「転倒等の事故について」

① 事業者は利用者の安全衛生への配慮を十分に行い、予測可能な事故等を未然に防止するための対策や環境整備等を適切に行うとともに、必要に応じて利用者やその家族に対して当該対応等に関する説明を行うこととします。

② 利用者及びその家族等は本条第1項が認められる場合においては、予測や予防が困難な事故等や、当該事故等を起因とする傷病等に関して、事業者に対する損害賠償等の請求をしないこととします。

1.4 「守秘義務」

- ① 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続します。
- ② 予め文書により利用者の同意の得た場合は利用者の個人情報、利用者の家族の同意を得た場合は利用者の家族の個人情報を、前項の規定に関わらず、別途定める同意書の内容に基づいて利用できるものとします。

1.5 「事故発生時の対応」

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、迅速に必要な対応を行います。
- ③ 当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。
- ④ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、協議の上、損害賠償を速やかに行います。

1.6 「緊急時の対応」

入所中に事故や容体の変化等の緊急対応の必要が生じた場合は、配置医の指示に従い協力医療機関等と連携をし、適切な対応をとります。また利用者の緊急連絡先への連絡も迅速に行います。

【配置医】

日野 直紀 (ひの なおき)

【協力医療機関】

医療機関名	医療法人三宅会 三宅会グッドライフ病院
所在地	広島県福山市東町1丁目1番18号
電話番号	084-923-0220

【利用者の緊急連絡先】

主治医	病院名	
	氏名	
	連絡先	

ご家族	氏名	(続柄)
	住所	
	連絡先	

17 「その他の注意事項について」

ご家族等の面会について	面会時間は午前9時から午後6時までです。それ以外の時間での面会をご希望の際には、事前に事業所職員までご相談下さい。また来所の際には、お手数ですが来訪者名簿への記帳をお願いします。
外出について	必ず事業所職員に、行き先と帰宅時間をお知らせ下さい。
設備や器具等の取扱いについて	当施設内の居室や設備、器具等は本来の用途や、適切なお取扱いをお願いします。
飲酒及び喫煙について	当施設内は全て禁煙となっております。トイレ等での喫煙も火災報知機の作動に繋がりますので、ご遠慮下さい。また飲酒に関してもご遠慮頂く様をお願いします。
迷惑行為について	騒音や悪臭、周囲への威嚇、粗暴行為等、また宗教や政治等に関する活動、その他公序良俗に反すると判断される行為については、厳に謹んで頂く様をお願いします。
現金及び所持品の管理について	原則自己管理でお願いします。また高額品や多額の現金の持ち込み等も控えて頂く様をお願いします。

18 「サービス内容等に関する相談、苦情等の窓口」

《事業所の窓口》 管理者：大塚 真平（おおつか しんぺい）	084-983-0021
----------------------------------	--------------

《国保連の窓口》 広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0783
《福山市の窓口》 福山市役所 保健福祉局 長寿社会応援部 介護保険課	084-928-1166

●事業者は利用者に対し「短期入所生活介護サービス」について、本書面に定めた重要事項を説明し、交付を行いました。

説明日 年 月 日

◆事業者

【所在地】 広島県福山市東町1丁目1-18
【事業者名】 医療法人 三宅会
【代表者氏名】 理事長 三宅 晴夫
【事業所名】 グッドライフハウス東町
(事業所番号 3471509715)

◆説明者 【氏名】

●利用者は事業者から、「短期入所生活介護サービス」について、本書面に定めた重要事項の説明を受け、その内容に同意をし、交付を受けました。

同意日 年 月 日

◆利用者 【氏名】

◆立会者 【氏名】

注：「立会者」は利用者と共に本重要事項の内容を確認し、また緊急時等において利用者の立場に立ち、事業者との連絡調整等を行うことが可能な方となります。なお「立会者」は契約上の法的な義務を負うものではありません。

※代筆者 【氏名】 【続柄】